

意見書案第1号

マイナンバーカードの普及状況を地方交付税等に反映させることはしないよう
求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

マイナンバーカードの普及状況を地方交付税等に反映させることはしない
よう求める意見書

政府は、新年度以降の普通交付税の算定に、各自治体のマイナンバーカード交付率を反映させる方針を示した。地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体の代わりに徴収し、財源の不均衡を調整する「地方固有・共有の財源」であり、地方交付税を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念、交付税の精神に反すると言わざるを得ない。

また地方創生など関連する3つの自治体向け交付金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金）をデジタル田園都市国家構想交付金として再編することとしているが、「マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する」として、デジタル田園都市国家構想交付金の一部について、カード交付率が全国平均以上であるとする等、交付金の採択にあたっては交付率を勘案しようとしている。

マイナンバーカードの取得は、あくまでも国民の申請に基づく任意であり、カードの普及率向上にむけた取組の責任があたかも自治体にあるかのような姿勢は問題である。

よって、甲賀市議会は、国会及び政府に対し、政府目標を達成するため、地方交付税や各種交付金を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念に背をむけるものであるため、厳に行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

デジタル大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

意見書案第2号

保育士の配置基準の見直し等を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	山	岡	光	広
賛成者	同	岡	田	重	美
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

保育士の配置基準の見直し等を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、新型コロナウイルス感染症への対応に努めながら、保育サービスを提供しているところであるが、このような労働環境に置かれている保育士等においては、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、賃金も低いことから、その確保と定着が喫緊の課題となっている。

なかでも、職員の配置基準については、例えば、4～5歳児の子ども30人に対し保育士等1人という基準が70年以上見直しされておらず、1人の担任が多数の子ども及びその家庭を支える状態となっており、全く改善されていない。

さらに障がい児保育に対応する保育士等も加配に係る地方交付税措置については、受入障がい児数の増加に伴い、平成30年度より交付額が拡充されたが、障がい児2人に対して保育士等1人の配置を基準とする考え方は見直しされていない。

実際の保育現場では、保育所等が自らの負担で保育士等を雇用するなど、多大な負担が生じている。未来を担う子ども達が健やかに成長できる地域社会を実現するためには、保育サービスの担い手を適切に確保することが不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

1. 保育士の配置基準を見直し、更なる処遇改善をはかること。
2. 障がい児保育に対応する保育士の加配について、配置基準を見直し、地方交付税措置額の拡充を行うこと。
3. 保育士の処遇改善に必要な財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣
厚生労働大臣

意見書案第3号

学校部活動の地域移行に関する意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

学校部活動の地域移行に関する意見書

スポーツ庁と文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、日本の教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の授業や準備などの実務に加えて放課後は部活動の指導、土日は大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が一層過大なものとなっている。

こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできるものの、部活動はこれまで教育活動の一環として実施されてきたものであることから、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じて家計を圧迫することがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されていないことから、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失や経済格差による生徒及び保護者間における分断が生じることが懸念される。

よって国におかれては、現状山積している課題を解決し、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

1. 部活動の地域移行に関しては、当事者である生徒、教職員、保護者等の意見を十分に聞き、それぞれの地域の実情等に合わせて進めること。
2. 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないように、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

あて

文部科学大臣

スポーツ庁長官

文化庁長官

意見書案第4号

不登校児童生徒に対する支援制度の確立を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	西村	慧
賛成者	同	橋本	律子
同	同	瀬古	幾司

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

不登校児童生徒に対する支援制度の確立を求める意見書

文部科学省の調査によると、令和3年度の小中学校における不登校児童生徒数は全国で約24万人であり、本県内でも約3千人と過去最多である。特に新型コロナウイルス感染症の影響で不登校が増えていることも指摘されており、喫緊の課題である。

そのような中で、多様な学習機会を提供する民間のフリースクール等は、様々な理由で学校生活になじめない児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として需要が高まっており、公教育を補完する重要な役割を担っている。

しかし、平成27年に実施された文部科学省の調査によれば、フリースクールの利用料は月額で平均約3万3千円であり、子育て世帯への経済的負担が大きい上に、近隣に施設がない家庭においては車での送迎等も必要であり、経済的・時間的負担が理由で通所を断念せざるを得ない児童生徒も存在する。それに対して、フリースクール等で学習機会を確保するための支援の一環として、本市では独自に保護者への経済的支援を先進的に実施しているが、自治体独自では限界もある。また、フリースクール等の民間施設自体が全国的に少なく、自治体の域内に民間の団体・施設がないため連携が図れない実態もある。

よって、国におかれては、安定的に不登校児童生徒の多様な学習機会を確保し、社会的自立を支援するため、次の事項について強く要望する。

1. 教育機会確保法制定の際に、衆参両院において附帯決議とした「九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」を早急に進めること。
2. 文部科学省初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長等に通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」において「フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクール等の民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。」と発出したことを踏まえ、民間施設の設立及び運営に係る費用等支援を目的とした財政上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議員 谷 永 兼 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣
こども政策担当大臣

意見書案第5号

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出
について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	田中將之
賛成者	同	木村眞雄
同	同	堀郁子

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

気候変動により、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築と共に、供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）が必要である。

よって政府においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで、新しい経済成長を実現するために、下記の事項に総力をあげて取り組むことを強く要請する。

記

1. 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組合せた電力の自給自足への支援を強化すること。
2. 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。
3. 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、また産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
4. 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生の施設整備への投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再エネによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。
5. 「系統整備」には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性や、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議員 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて
環境大臣
国土交通大臣

意見書案第6号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田	中將之
同	同	木	村真雄

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は、「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストの健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また今後は、アスベスト建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

そこで政府においては、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記の事項に全力で取り組むことを強く求める。

記

1. アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法施行による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査の強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
環境大臣
国土交通大臣

意見書案第7号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田	中之
同	同	木	村真雄

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「（仮称）認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて

意見書案第8号

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年3月7日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を
求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、下記の事項について積極的な取り組みを求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)との関連も含めた、実態調査を推進すること。
2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法(EAT・上咽頭擦過療法)等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
財務大臣